

国際ワーキンググループにおける論点例

平成 21 年 10 月 27 日第 1 回会合メモ
(同年 11 月 2 日専門調査会での論点も追加)

1 国際的協調・条約等の遵守

○ 国際的取組みの成果や経験等の国内施策への反映及び国内への周知

- 1) 女子差別撤廃条約の遵守や女子差別撤廃委員会からの最終見解（2009 年 8 月公表）の国内施策への反映や周知徹底を効果的に行うにはどのようにしたらよいか。
 - ・ 勧告の効力（強制度）、実施体制、実施時期をどう解するか。
 - ・ 広範囲にわたる勧告のうち、数を絞って重点的に取り組むべきか。
 - ・ 第 3 次男女共同参画基本計画に、可能な限り勧告の内容を盛り込むべきか。
 - ・ 選択議定書についての勧告は重点項目とすべきではないか。選択議定書の批准に向けた取り組みをするためには、どのような組織・手続が必要か。
 - ・ 外務省の「個人通報制度研究会」について情報をえることはできないか。
 - ・ 女子差別撤廃条約の国内施策への反映を着実に実施するために、特に最終見解のフォローアップ項目を着実に実施するために、男女共同参画会議を推進母体として活用すべきではないか。専門の調査会等を設立すべきか。全省的な取り組みをするためにどのような組織・手続が必要か。
 - ・ 「国内施策への反映」「国内への取り入れ」という用語は、国際条約の履行、国内的実施、等にくらべて弱い印象があるため、再検討すべきではないか。
- 2) 「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」の国際規範・基準や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等の国内への取入れを効果的に行うにはどのようにしたらよいか。
 - ・ ベンチマーク等を設定し、目標を持つことが重要ではないか。
 - ・ 女子差別撤廃条約のみならず、男女共同参画の視点を含む他の条約等も検討の対象とすべきではないか。一覧表を作成すべき。

(例) 社会権規約、自由権規約、人種差別撤廃条約、児童の権利条約、ILO、国連安保理決議
- 3) 上記条約、最終見解、国際規範・基準、議論等、国際的な取組みを、国民のあらゆる年代層に届けるためには、どのような手段が効果的か。

2 国際的貢献

- 1) どのようにしたら、男女共同参画の視点に立った ODA プログラム・プロジェクトがより効果的に実施されるか（重点分野を設定するか？）。
 - ・ ODA への男女共同参画の視点の反映を徹底すべきではないか。
 - ・ GAD イニシアティブは効果的に実施されているのか。実施内容の調査が必要ではないか。
- 2) 開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化支援に関し、どのようにしたら効果的に行うことができるか、また日本の強みは何か。
- 3) 安保理決議 1325、1820、1888 号の実行のために、どのような努力がされているか。（行動計画や、要員への研修等の実施をすべきではないか）。
- 4) 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力をどのようにすすめていくか(中央レベル、地方公共団体、男女共同参画センター等)。
- 5) 女性の大使の比率 (2%) は少なすぎないか。暫定的特別措置は必要ではないか。

3 対外発信機能の強化

○ 日本の取組みの対外発信

- 1) 国際社会への発信を効果的に行うには、どのような手段が考えられるか。また、何を発信していくのか。
 - ① 国際会議の活用－APEC WLN 会合、国連婦人の地位委員会、東アジア男女共同参画担当大臣会合
 - ・ 女子差別撤廃条約の締約国としての考えやスタンスを女子差別撤廃委員会に逆に提案をしていくことも必要ではないか。
 - ② その他（既存の枠組みにとらわれないもの）
 - ・ NWEC、JICA、アジア学術会議等を活用すべきではないか。
 - ・ NGO の役割が重要ではないか。

4 各WG共通論点

○ 風土の改革・気運の醸成、あらゆる年代層への広報・意識啓発と実践的取組み

- 1) 若年層では男女で男女共同参画意識の傾向に差がみられるという現状もあるが、若年層への効果的なアプローチについて
- 2) 男女共同参画の問題について、メディアや幅広い主体との効果的な協働や、コミュニケーションの充実をどのように図っていくか
- 3) これまで男女共同参画に関心が薄かった層にも分かりやすくメッセージを伝える方策について
- 4) メディアが男女共同参画意識に与える影響について
- 5) 男女のための新しい社会変革という男女共同参画社会実現の意味を誤解なく伝え、新たな流れを作っていくための方策について

- 国と地方の推進体制の整備充実・地方公共団体、企業、大学、NPO、地縁団体、男女共同参画センター等との連携強化
 - 1) 地方公共団体における推進体制の充実や関連施策の着実な推進をいかに進めていくべきか
 - 2) 国と地方公共団体（特に市町村）との連携を進めるためにはどのような仕組みが有効か
 - 3) 企業や政党といった多様な主体が、自ら男女共同参画に主体的に参画する仕組みをいかに進めるか
 - 4) NPO、地縁団体等が活躍できるような基盤をどのように作っていくか
 - 5) 世代や地域や分野を超えてネットワークを形成し、連携協力していく方策について
 - 6) 女性のライフコースに沿ったエンパワーメントに当たっての男女共同参画センター等の役割について